

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 10 月 25 日（金） 午後 1 時 30 分～2 時 20 分

2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2 階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 欠 席	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏

書記 坂本 修一

光増 彩

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

- (1) 農地の合意解約について 2 件
- (2) 農地改良届について 2 件

5. 議 事

議案第 18 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 19 号	農業経営基盤強化促進事業による権利設定について	1 件
議案第 20 号	農地中間管理事業による農地利用集積計画について	2 件

6. その他

事務局長	10 月期の総会を開催したいと思います。
議長	皆さん、こんにちは。だいぶん気温の方も下がったように思いますけど、去年と比べればまだまだで、天気の方もなかなか、作業もはかどらないお忙しい中でありまして、お集まり頂いてありがとうございました。それでは今から 10 月期の総会をはじめさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いします。 まず、議事録署名委員の指名についてということで今回は、12 番の清心委員、13 番の森委員の方をお願いしたいと思います。 4 番報告事項、農地の合意解約についてということで 2 件あります。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、次のとおり、通知があったことを報告致します。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、農地法関係事務処理要領の第 9 の 3 の (3) の規定により、通知があったことを報告します。解約は 2 件あります。1 件目が蔵本郷の 3 筆になります。渡し人が蔵本の方です。返す方も同じ蔵本の方になります。もう 1 つが宿郷の 3 筆になります。こちらは橋の詰の貸主さんが赤木の借主さんに貸されていましたが、お返しになられます。どちらも理由が規模縮小のためになっており、宿郷の方は解約後に 3 筆中 2 筆を東町の方が購入を予定されておられます。事務局からの説明は以上になります。
議長	はい、今の 1 番と 2 番の報告がありました。報告ということで採決はございませんけれども、何かこれについてご質問とか補足とか、2 番につきましては事務局から説明があったように、この後の農地は購入者が決まっております、また審議に出される予定になっております。1 番につきましては特段と決まっている人を知っている人がおられましたらちょっとなかなかと思ったんですけども、特段誰も知りませんか。一応そういうことですので報告事項として質問がなければ次へ進みたいと思います。よろしいでしょうか。 はい、(2) の農地改良届についてということで 2 件ございます。事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、改良の届出について東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告します。中尾郷の字入道の方の農地を申請が出ておりまして改良をされます。7 ページに地図が載っているんですけど、中尾郷の 1445 番地、理由は茶畑の改良のためになります。場所は茶業研究室より上の所の農地になります。下の拡大地図の方の青枠で囲っている所と真ん中の所が段になっているんですけど、青の所の農地の方を削って、下にある赤で四角に囲っている所と三角で囲っている所を盛って高くするという改良です。次のページ以降に写真を載せておりますのでご確認ください。もう 1 件がその後のページになりますが、同じく中尾郷の字入道の茶畑 2 筆になります。こちらも茶畑を改良されます。こちらは 22 ページに地図が載ってお

	りますが、先ほどの農地に近い茶業研究室の上の方の農地 2 筆になります。その下の拡大地図の所の黄色枠の所を削って高さを揃えるような改良になっております。次以降のページに説明の写眞がありますのでご確認ください。本日 1 番目に説明した方の農地につきましては、委員の方と会長と一緒に確認をしに行ってきたんですけど、問題なさそうということで話をされています。事務局からは以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。2 件の改良の申請が出ております。1 件目につきましては、朝から現地確認を地元委員さんと事務局と私のみで行ってきました。当番委員の皆さんはお呼びだしはしませんでした。その件につきまして地元委委員の福田委員さん森委員さん何か補足とかありましたらお願いしたいと思いますんですけど。
福田委員	何もないです。
議長	はい、何もないということで、周りはもう上も山、下も山で主に 1 番高い上の段を 1 番下の低い所に埋めるということで、他に水が溢れても自分の畑にしか行かないということで問題はないと思います。2 件目につきましては若干前に着工が始まっておりまして、現地確認はそれぞれ委員さんと事務局と私とで見に行ってきました、町道上の石垣自体には全然触っておらず、低い所に高い所から埋めるということなので、これも周りには何も変わらないからということで、それぞれの現地確認でお互いも委員さんも私も問題は無いというようにみております。この件に関しまして何かご質問とかありましたらお受けしますけど、何もないですね。何もないようでしたら次の議事に入りたいと思います。 そしたら議事に入ります 5 番議事案第 18 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてということで事務局より説明をお願いします。
事務局	次のとおり、許可申請がありましたので審議を求めます。農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要綱の第 1 の 2 の (1) の規定により意見を決定するため審議を求めます。1 件あります。場所が駄地郷 518-1、登記簿地目畑、現況地目畑、面積が 755 ㎡の 1 筆になります。渡人はお父さん、受人は息子さんになります。畑の前に 518-2 に自宅があるんですけど、そこの自宅を駄地に新築した時に裏の農地を息子さんに名義を変更したんですけど、当時息子さん農家ではないということで、当時の法律で下限面積要件があって農地の取得ができなかったということで、今回の法律が今変わっていますので息子さんに名義を変えられるということでした。農業の経験はないそうなんですけど、家庭菜園のような感じで畑として維持していく話です。場所が 33 ページに載せてあるんですけど、高速道路より上の駄地公民館からさらに上に行った所の黄色で囲んだ丸の所になります。説明としては以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。今事務局から説明がありましたけども、地元の林田

林田委員	委員さん、何かありますか。 何も聞いていないです。
議長	何も聞いてないですか。はい。今、事務局から説明があったとおりですね、以前買われた時に下限面積に引っかかって名義変更が出来なかったことらしいです。この件につきまして皆様方の質疑応答を取りたいと思いますけど、何かご質問があられる方は挙手をもってお願いします。今の下限面積が撤廃されましたけども、その前に宅地に付いている農地につきましては、少なくともその方の物に出来るということで、話があっておりました。本来ならば下限面積が無くなっても農業を続けることを前提で下限面積が無いというのが前提でしょうけど今回は特段と何も問題はないかと思います。この件につきまして皆さんから何かご意見とかご質問とかありましたらお受けしますけど何も無いですか。ないようですので、採決の方に入らせてもらっていいでしょうか。 議案第 18 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、今回の議件につきまして許可することが相当と思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数ということで、許可する方向で進めたいと思います。 続きまして、議案第 19 号農業経営基盤強化推進事業による権利設定についてということで、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。先ほど解約の方で説明があった 3 筆の内 2 筆を購入されるという件の案件になります。彼杵宿郷の 2 筆、計 2,059 ㎡になります。売られる方が橋の詰の方、買われる方が赤木の方になります。次のページが地図になります。萌香園さんの横の土地と近くの土地の 2 筆の茶畑になります。こちらは所有権移転の売買です。事務局からは以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。担当地区が私になりまして、先ほど出た合意解約ですけど、1850-1 の左下と右側は今でも購入者さんが耕作していて同じ土地でもあるし同じ敷地でもあるので特段問題ないかと思っております。この件につきましてご質問とかありましたらお受けしますけど、無いでしょうか、採決に入らせてもらっていいでしょうか。それではこの件に関しまして、許可するという事で問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。 続きまして、議案第 20 号の農地中間管理事業による農地利用集積計画についてとい

事務局	うことで2件ございます。事務局より説明をお願いします。 はい、36ページになります。次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。まず1件目が八反田郷279と八反田郷284-1、両方とも樹園地茶畑になります。貸付になられる方が諫早市の方、借りられる方が太ノ原の方になります。10年の契約で前耕作者の方がお茶を辞められるということで中間管理機構に返した所を代わりに借主さんが使用貸借権で耕作をされる予定になっております。2件目が太ノ浦郷539-13同じく太ノ浦郷539-74でこちらも2筆とも樹園地茶畑になります。貸す方が大村の方で、借りる方が太ノ浦の方になります。こちらも10年の契約で貸借権になりますので2筆の1,500円になります。こちらについては、契約期間満了に伴う更新になりまして、その前の契約がお父さんの名義の契約だったんですけど、お父さんが亡くなられたので息子さんが引き継いで契約の名義になられるので、契約更新ではあるんですけど契約の相手が息子さんに変更されているので新規の取扱いになっております。場所が38ページから載ってまして1つ目の農地の方は広域農道沿いの少し下になります。宿太ノ浦線と広域農道の交差点から大村方向に広域農道を下って行った所になっております。もう1つの太ノ浦郷の方ですけど39ページで大野原集会所、演習場少し手前の彼岸から上って行くと左手の農地になっています。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございます。それでは1番の借りられる所で、何か委員さんで聞かれていること補足とかないですか。場所が八反田郷なんで森さん何か聞いていますか。
森委員	何も聞いていません。
議長	今の事務局から説明があった通り前耕作者が辞められてそれを借りられるということでございますけど、これについて質問とかないでしょうか。借りてくれるだけでも貴重な人ですからね、今頃は。良いことだと思うんですけど。何も無ければ採決に入っていていいでしょうか。 それでは、1番の方の借りられるということに問題が無いという方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向に進めさせてもらいます。続きまして2番目の太ノ浦郷のことで森委員さん何か補足とか聞かれたこととか。
森委員	別にありません。

議長	前から借りていたということで、実質的継続ということで問題無いと思いますけど。これにつきまして質問とか何かありましたらお受けしますけど、何もないでしょうか。 何も無いようでしたら採決に入らせていただきたいと思います。2 番の借り入れに關しまして問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数ということで、許可する方向で進めていきたいと思います。 議事について今回は以上になります。ありがとうございました。
----	---

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

12 番

13 番